

個人情報利用同意書

私及び私の家族の個人情報の利用について、サービス契約書秘密保持条項に基づき下記の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- 訪問看護（自費）サービスの提供を受けるにあたって、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- 上記「(1)」の外、他医療・福祉サービス事業者等との連絡調整のために必要な場合。
- 現に訪問看護（自費）サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行った際に、医師・看護師等に説明する場合。
- 訪問看護サービスの提供による利用者のリハビリテーションの効果を測定し、効果的なリハビリテーションの研究または開発に資する場合。

2 個人情報を利用する事業所

- 地域包括支援センター、区市町村
- 居宅サービス計画等に記載されている医療・福祉サービス事業者及び株式会社グッドライフケア東京本社
- 病院、診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

訪問看護（自費）サービスの提供期間、及びサービスの提供終了後の本社規定に準じた文書等の保存期間

4 使用する条件

- 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
- 上記1(4)の目的で、2の範囲を越えて学会等で研究発表等を行う場合は、個人が特定できないよう処置を施した加工データを用います。なお、本項の用途への同意は任意であり、いつでも拒否することができます。また同意しない場合であっても、サービス提供に不利益が生じることは一切ありません。

同意日 _____

事業所の名称 グッドライフケア訪問看護 at home
(法人名 株式会社 グッドライフケア東京)

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

重要事項説明書

【訪問看護（自費）サービス利用契約書別紙】

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者（又はご家族）へ説明すべき事項は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者（法人）について

事業者名称	株式会社グッドライフケア東京
代表者氏名	代表取締役 珍田 純子
本社所在地 電話番号	〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5 TEL：03-3537-0790 FAX：03-3537-0791
設立年月日	平成12年6月12日

2 サービスを提供する事業所の所在地等について

事業所名称	グッドライフケア訪問看護 at home
保険指定 事業者番号	介護保険：1360390585 健康保険：7493257
事業所所在地	〒106-0044 東京都港区東麻布 1-7-3 第二渡邊ビル 2階
連絡先 相談担当者名	TEL：03-6441-0938 FAX：03-6630-8093 相談担当者 鈴木 直美
通常の事業の 実施地域	港区、千代田区、中央区、文京区、江東区

3 営業日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	午前8時～午後8時 ただし、24時間体制を取っておりますので、利用料については、確認願います。

4 サービスの内容及び利用料について

(1) サービスの内容

訪問看護指示書による医療処置

(2) 訪問看護師等の禁止行為

- ① ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ② ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く。）
- ⑥ その他ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

(3) サービスに係る利用料

- ① 自費サービス（1訪問／60分）・・・¥12,000円（税込）
- ② 自費サービス（1訪問／20分）・・・¥4,000円（税込）

* 上記①の他に、5,000円（税込）が追加となる場合があります。

5 その他の費用について

(1) 交通費

別途、請求させていただきます。

(2) キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合は、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。

キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- ① 前々日の 17 時までにご連絡の場合 . . . キャンセル料は不要です。
- ② 前々日の 17 時までにご連絡のない場合 . . . 利用料の 30% を請求いたします。
- ③ 前日の 17 時までにご連絡のない場合 . . . 利用料の 100% を請求いたします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	鈴木 直美
-------------	-------

② 虐待防止のための委員会を開催しています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、本サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

夜間、休日の緊急対応については緊急連絡用の電話へご連絡ください。緊急担当の看護師が電話で状態を確認し、緊急性の有無等を判断いたします。なお、訪問する場合は、原則として医師の指示に基づきます。また、緊急訪問する看護師は待機場所から向かうため、時間のかかる場合もあります。

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名称	賠償責任保険

10 契約の解除について

(1) 利用者は何時でも、文書又は口頭により本契約を解除することができます。

(2) 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行を催告のうえ7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または利用者の家族が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者またはその家族がサービスの提供を阻害するような行為をなし、事業所による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 利用者が、事業所の通常の事業の実施地域外に転居し、事業所においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- ⑥ 事業所に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合には事業所は1か月以上の猶予期間を設けます。

11 サービスの終了について

次のいずれかに該当する場合には、本サービスは終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 主治医により訪問看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
- ③ 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- ④ 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ⑤ 利用者及び家族の協力が得られず、適切なサービス提供が困難と判断された場合
- ⑥ 契約書第2条の規定により、利用者及び事業者から契約を終了させる旨の書面による意思

表示があった場合

12 サービス提供に関する相談、苦情窓口について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けるための、窓口を設置します。

【苦情申し立て窓口】

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後6時
担当：鈴木 直美	ご利用方法	電話 面接	03-6441-0938 東京都港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	
-----------------	--

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒104-0033 東京都中央区新川1-23-5
	法人名	株式会社 グッドライフケア東京
	代表者名	代表取締役 珍田 純子
	事業所名	〒106-0044 東京都港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階 グッドライフケア訪問看護 at home

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

家族代表者	住所	
	氏名	
	続柄	

代理人	住所	
	氏名	
	利用者との関係	

訪問看護（自費）サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）とグッドライフケア訪問看護 at home（法人名 株式会社グッドライフケア東京、以下「事業所」という。）において提供する訪問看護の保険適用外サービス（以下「自費サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

事業所は、利用者に対して自費サービスを提供し、利用者は事業所に対し、自費サービスに対する利用料金を支払います。

2 利用者及び事業所は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、_____から1年間とします。但し、期間満了の1か月前までに、事業所または利用者から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の日の翌日から同一条件にて1年間自動的に更新するものとし、以降においても同様とします。

第3条（自費サービスの内容）

事業所は、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士（以下「訪問看護師等」という。）を利用者の居宅に派遣し、自費サービスを行います。

2 自費サービスの内容は、医師の指示による医療処置を基本とします。

第4条（自費サービスの内容の変更）

利用者は、事前の申し出により、自費サービスの内容の変更を求めることができます。

2 事業所は、前項に基づく利用者からの自費サービス利用の変更の申し出があった場合、可能な限りその変更を受け入れるように努めます。

3 事業所は、利用者からの申し出に応じ自費サービスの内容を変更する場合、新たに訪問看護計画書を作成し、利用者又はご家族に対し説明のうえ、同意を得ることとします。

第5条（主治医との関係）

事業所は、自費サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 事業所は、主治医との密接な連携を図ります。

第6条（看護師等）

事業所は、訪問看護師等を選任し、自費サービスに従事させます。

2 事業所は、訪問看護師等を選任し、または変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3 利用者は、事業所に対し、訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、いつでも訪問看護師等の変更を申し出ることができます。

4 事業所は、前項の申出があった場合、第1条に規定する本契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように訪問看護師等を変更します。

5 事業所が、訪問看護師等が適合しないと判断した場合には、訪問看護師等を変更することができます。

第7条（自費サービスの提供の記録）

事業所は、自費サービスの実施ごとに、その内容等を記録し、自費サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

第8条（自費サービスに係る利用料金等）

利用者は、自費サービスについて、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス利用料金及びその他の費用（以下「サービス利用料金」という。）を事業所に対し支払うものとしします。

- 2 利用者は、自費サービス提供のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（交通機関を使用した場合）を負担します。また、訪問看護師等が連絡する場合など電話等の使用を承諾するものとしします。
- 3 事業所は、当月の利用料金合計額が記載された請求書を、翌月20日頃までに利用者あて送付します。
- 4 利用者は、当月の料金合計額を請求書到達後毎月末日までに、銀行口座引落方法で支払うものとしします。
なお、ご利用者のご都合で銀行振込を選択した場合には、振込手数料は利用者負担となります。
- 5 事業所は、利用者からサービス利用料金の支払を受けた後、領収書を発行します。

第9条（自費サービスの利用の中止）

利用者は、利用期日前に、自費サービス（以下「サービス」という。）の利用を中止することができます。この場合、サービス実施日の前々日午後5時までに事業所に申し出るものとしします。

- 2 事業所は、利用者が正当な理由なく前項の期限を過ぎて利用の中止を申し出た場合は、別紙「重要事項説明書」規定の取消料（キャンセル料）を請求させていただく場合があります。

第10条（サービス利用料金の変更）

サービスの利用料金について、事業所は利用者に対して変更を行う日の1か月前までに文書で通知することにより、変更することができるものとしします。

- 2 利用者がサービス利用料金の変更について、意思表示をすることなく、変更期日を経過した場合は、利用者がサービス利用料金の変更に同意したものとみなします。
- 3 利用者は、第1項の変更に同意できない場合、本契約を解除することができます。

第11条（協力義務）

利用者は、事業所が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者と協力するものとしします。

第12条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

- (1) 以下のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合
 - ① 利用者が死亡したとき
 - ② 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
 - ③ 主治医により訪問看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
- (2) 利用者が、第10条の変更に同意できずに本契約を解除したとき

第13条（利用者の解約権）

利用者は、事業所に対し、契約終了希望日の7営業日前までに口頭または書面をもって予告の通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、解約を希望する日の7日以内であっても本契約を解約することができます。

- 2 利用者は、事業所が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所若しくは看護師等が、正当な理由なくサービスを実施しない場合
- (2) 事業所若しくは看護師等が、第15条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所若しくは看護師等が、故意または過失により利用者または利用者の家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

第14条（事業者の解約権・解除権）

事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行を催告のうえ7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または利用者の家族が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者またはその家族がサービスの提供を阻害するような行為をなし、事業所による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 利用者が、事業所の通常の事業の実施地域外に転居し、事業所においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- ⑥ 事業所に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合には事業所は1か月以上の猶予期間を設けます。

第15条（守秘義務）

事業所及び事業所従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、本契約終了後も、本項は有効に存続するものとします。

- 2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第16条（損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合、事業所に故意または過失がない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当該損害発生につき利用者または利用者の家族に故意または重大な過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。

第17条（緊急時の対応）

事業所はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の家族および主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます。

第18条（身分証携行義務）

事業所の訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第19条（苦情窓口）

利用者または利用者の家族は、サービスに苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載の

苦情相談窓口に苦情を申し立てる事ができます。

- 2 事業所は、利用者に提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第20条（家族代表者等）

本契約における家族代表者及び代理人（以下「家族代表者等」という。）は、利用者の代わりに利用者の署名を行う者または利用者から選任されて本契約を締結する者をいいます。

- 2 家族代表者等は、利用者が自ら文字が書けない場合は、利用者の契約意思を確認し、利用者の代わりに署名を行います。
- 3 家族代表者等は、本契約における利用者の債務を保証し、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

第21条（合意管轄）

本契約に関して訴訟をする場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

第22条（協議事項）

利用者及び事業所は、本契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

第23条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

契約が成立したことを証するために、本契約書（電子版を含む）を作成し、署名をおこないます。
なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表者	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との関係	

事業者	所 在 地	〒104-0033 東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号
	法 人 名	株式会社 グッドライフケア東京
	代 表 者 名	代表取締役 珍田 純子

事業所	〒106 -0044 東京都港区井東麻布川 1 丁目 7 番 3 号 第二渡邊ビル 2 階 グッドライフケア訪問看護 at home (事業所番号：1360390585)
-----	---